

# (仮称)三崎ウインドパークリプレース事業に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

## 第1 総括事項

- 1 環境影響評価の適切な実施のため、環境影響評価準備書の作成に当たっては、事業計画及び工事計画をできる限り明らかにすること。また、事業及び工事の実施に伴う環境影響について、より一層の環境負荷の回避又は低減に努めるとともに、関係する諸計画及び法令との整合を図ること。
- 2 発電機設置予定範囲から直近の住宅までの距離が約 300m と極めて近く、また、発電機も大型化することから、騒音及び超低周波音並びに景観等への影響が懸念される。調査、予測及び評価結果を踏まえ、発電機の機種選定や配置を検討し、これらの影響を回避又は十分低減すること。また、事業内容や環境への影響について、地域住民に丁寧な説明を行い、理解を得ること。
- 3 地元の伊方町から、「騒音等の懸念により周辺地域住民の建設反対意見があるため、地域住民等に丁寧な説明を行い、理解を得られるよう十分な配慮を求める」旨の意見が提出されている。これらの意見について、誠実かつ確実に対応すること。
- 4 対象事業実施区域及びその周辺においては、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があるとともに、猛禽類等の希少鳥類の主要な渡りのルートに含まれる可能性もあること等から、調査、予測及び評価結果を踏まえ、発電機の機種選定や配置を検討し、動植物への影響を回避又は十分低減すること。

## 第2 個別事項

### 1 地元との相互理解及び情報公開

- (1) リプレースにより生じる空き地を地域貢献に有効活用するなどし、地域にとって受容性の高い事業計画の立案に努め、地域共生型の再生可能エネルギーを目指すこと。
- (2) ホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行い、地域住民との相互理解の醸成に努めること。また、地元自治体や地域住民、地域づくり団体等からの意見や要望、苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。
- (3) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後も自社ホームページ等で公開に努めること。
- (4) 本事業は建替え事業であることから、既設風力発電所の設置前の状況又は設置後の状況といったベースラインと比較して評価を行うなど、地域住民の理解の促進を目指し、今後の手続きにおいて、できる限り分かり易い記載に努めること。また、建替えのメリットについても、根拠を示して住民に分かり易く説明すること。

## 2 大気質

工事の実施に伴う窒素酸化物及び粉じん等について、土地の改変面積が小さく工事期間が短いことや「道路環境影響評価の技術手法」等による検討結果から環境への影響が極めて小さいとしているが、今後の事業計画の検討結果を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価の実施を検討すること。

## 3 騒音及び超低周波音

- (1) 発電機設置予定範囲から直近の住宅までの距離が約 300m と極めて近く、また、発電機も大型化することから、周辺住民等へ騒音及び超低周波音の影響が懸念される。発電機の選定や配置に当たっては十分配慮するとともに、適切に調査、予測及び評価を行い、確実にこれらの影響を回避又は十分低減すること。
- (2) 調査、予測及び評価は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月、環境省）等に基づき実施することとしているが、環境影響評価手続中に国内外を問わず新たな手法等が確立された場合は、専門家の助言も得て、最新の知見に基づき調査、予測及び評価を実施すること。

## 4 水環境

対象事業実施区域周辺には多数の住居が存在しており、工事の実施に伴う濁水の影響が懸念される。適切に調査、予測及び評価を行い、確実にこれらの影響を回避又は十分低減すること。

## 5 地形及び地質

大幅な土地改変が行われた場合、みずみちの変化や森林機能の低下による土砂流出や濁水の発生等による生活環境や動植物等への影響が懸念される。今後の事業計画の検討結果を踏まえ、必要に応じて調査、予測及び評価の実施を検討すること。

## 6 風車の影

発電機の大型化に伴い、風車の影の影響範囲も大きくなっているため、発電機の配置に当たっては、風車の影の影響を回避又は十分低減できるように検討すること。

また、風車の影の予測地域は、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」を踏まえ予測範囲を 2 km としているが、予測結果が 2 km を超える場合には、超えた範囲についても評価等を行うこと。

## 7 動植物及び生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は猛禽類及び希少鳥類等の渡りのルートに含まれる可能性があるため、専門家の意見を聴取して、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた発電機の機種選定及び配置を検討すること。また、猛禽類のバードストライク防止のため、発電設備の定期検査を渡りの時期に実施するなど、猛禽類に配慮した運転に努めること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には、本県レッドデータブックに掲載されている希少な動植物が多数生息・生育している可能性があることから、発電機や工事用道路等の配置の検討に当たっては、専門家の意見を聴取して、土地改変等による動植物への影響を適切に調査、予測及び評価を行い、確実に回避又は十分低減すること。

## 8 景観

- (1) 対象事業実施区域周辺には多数の住居等が存在し、新たに設置される発電機については既設の発電機と比べ大幅に大きくなることから、発電機の配置によっては、付近住民に対して圧迫感を与えるおそれがある。地形の状況や住居等の配置を踏まえ適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえて、周辺住居等からの眺望に重大な影響を及ぼさないよう、確実に影響を回避又は十分に低減できる発電機の選定や配置を検討すること。
- (2) 対象事業実施区域周辺には、佐田岬半島宇和海県立自然公園が指定され、佐田岬半島の海蝕景観、典型的なリアス海岸、多島及び海崖からなる優れた海洋景観が形成されていることから、調査、予測及び評価に当たっては、地元自治体、地域住民及び地域づくり団体等の意見を十分に反映し、必要に応じて調査地点を追加する等適切に調査、予測及び評価すること。

## 9 人と自然との触れ合いの活動の場

伊方町は、「風車のまち」として、風車を「町を語るシンボルづくり」や「観光資源」等として、位置付けていることから、対象事業実施区域の周辺に存在する「人と自然との触れ合いの活動の場」への影響については、地元自治体や地域住民、地域づくり団体等に対して、丁寧な説明を行い、十分な理解を得ること。

## 10 廃棄物等

- (1) 産業廃棄物については、リサイクル等により可能な限り発生量の削減に努めるとともに、適切に処理すること。
- (2) 残土については、可能な限り発生量の削減に努めるとともに、適切に処理すること。

## 11 文化財

- (1) 佐田岬半島の頂部や稜線地域には、確認されていない遺跡等の文化財が埋蔵されている可能性がある。地元自治体と連携し、事前の踏査や試掘調査を実施するなどし、埋蔵文化財の発見・保護に努めること。
- (2) 対象事業実施区域は、国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、新たに遺跡等が発見された場合は、伊方町教育委員会等と協議の上適切に対応すること。

## 12 その他

- (1) 発電機の基数及び設置位置等具体的な事項が確定されていないため、環境影響評価に係る議論が深められないことから、早急に決定し、準備書において明らかにすること。

また、環境影響評価を行う過程において、項目、地点及び手法等に係る事項に新たな事情が生じた場合は必要な検討を行うとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

- (2) 発電機が大型化するとともに、対象事業実施区域及びその周辺は脆弱な地盤であることを踏まえ、近年頻発する大規模災害や今後発生が見込まれる南海トラフ地震等に十分対応できる工事計画とすること。
- (3) ピーク時には最大 170 台(往復 340 台)/日の工事車両の運行が見込まれることから、地域住民の生活等に影響を及ぼさないように配慮すること。
- (4) 気象や地質、動植物等について、新たな知見や手法、データに基づいた調査を実施すること。